

宇佐市景観形成ガイドライン

宇佐市景観計画運用基準 改定版
USA CITY Landscape Plan



東別院山門前通り

平成27年4月

宇佐市

宇佐市の自然景観は、宇佐の「広大な平野と海」、院内の「谷」、安心院の「盆地」を特徴とし、宇佐は「海に面した広大な平野の景観」、院内は「高低のある垂直の景観」、安心院は「水平に変化する景観」と表現することができます。また、市内には、宇佐神宮や石橋・鍔絵等の歴史的な建造物、宇佐海軍航空隊の戦争遺産など、この地域の暮らしや歴史と関わりの深い多くの特徴的な景観資源に恵まれています。

宇佐市では、これまでもこれら景観資源の活用に努めてきましたが、現在、その取り組みは不十分であると言わざるを得ない状況にあります。また、国道 10 号沿道など都市化が進む地域では、経済性や効率性、機能性が重視されたため雑然とした景観が広がっており、山間部など過疎化が進行する地域では、森林・家屋等の管理が課題となっており、景観を阻害しているとの報告もなされています。

景観は、豊かさの基準が量から質に変化した時代において、都市・地域づくりの重要な要素となるものであり、全国には景観資源の有効活用によって交流人口の増加や地域の活性化が図られた事例もみられるなど、まちづくりに景観の積極活用を図ることは、大変有効であると考えます。また、景観は、私達が日常目に見ている自然や構造物等あらゆるものが対象となることから、その保全の取り組みは、暮らしやすさの向上につながると考えられます。

多くの景観資源を持つ本市においても、価値がありながら未だ市内外に周知されていない、有効活用が図られていない景観も少なからず存在しており、これらの景観を地域資源として活用することは、景観法制定の目的に合致するものであり、また、このような景観まちづくりは、先人達が残した素晴らしい景観を引き継いでいくことにつながり、これは市民の地域への愛着や帰属意識を喚起できると考えます。

このように様々な形で、市内の景観を活かしていくためには、現段階での各地の景観の特徴を分析した上で、今後の活用の方向性を示すとともに、行政と市民や事業者が一体となって取り組む景観まちづくりを推進する必要があります。

本市では平成 18 年に景観行政団体に移行しており、今回の景観計画の策定は、市内の景観資源の特徴の分析を行うとともに、それらの特徴的な景観資源について、維持・保全・活用の方向性を示すことを目的とするものです。

景観計画区域

1

良好な景観の形成に関する方針

2

一般指針区域における行為の制限

3

個別指針区域における行為の制限

13

その他の良好な景観の形成に必要なもの

24

推進体制

25

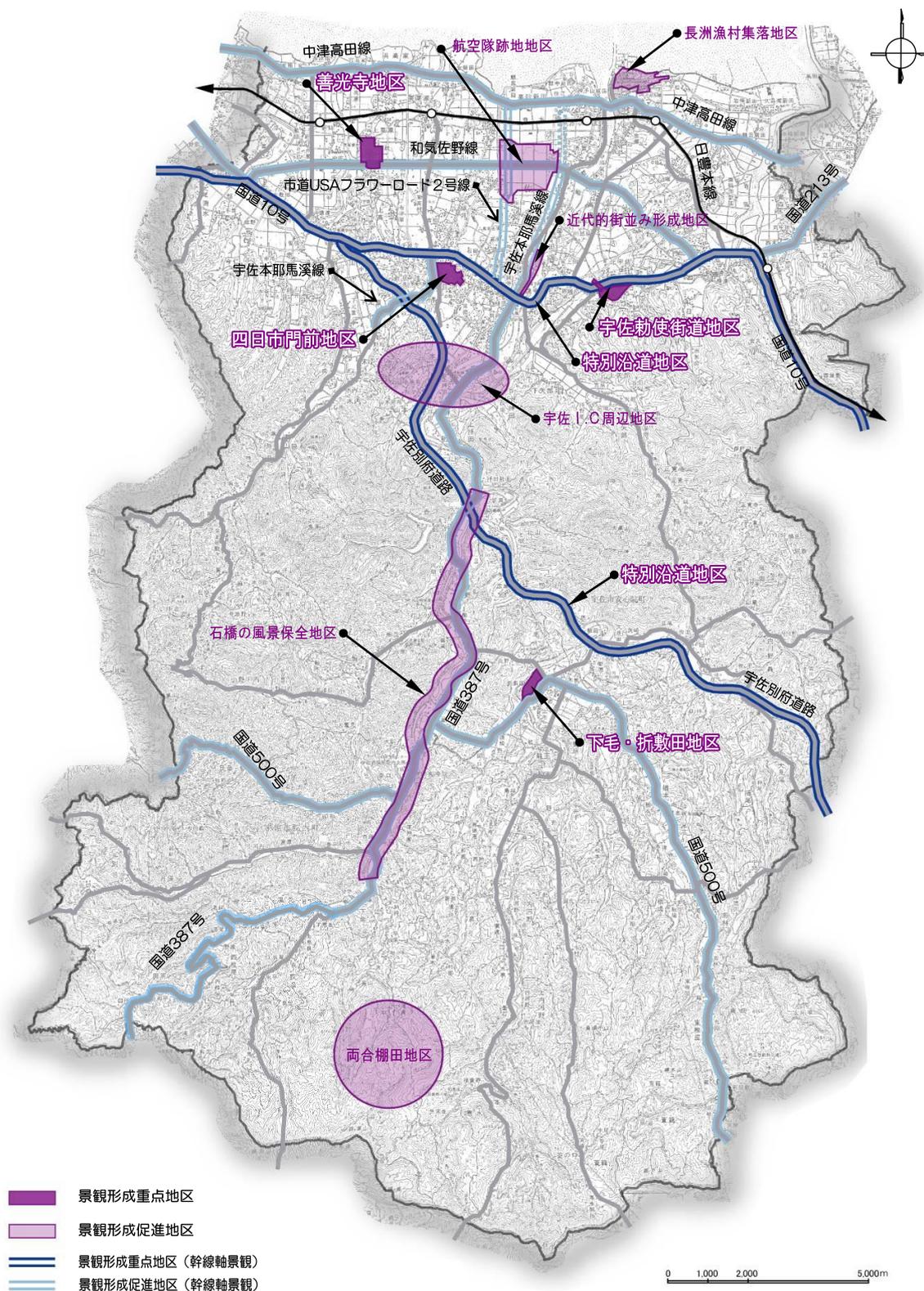
届出手続き

26

景観計画区域

良好な景観形成を図るため、建築物の建築等の行為に対する規制・誘導指針を設定し、届出・勧告を行う対象となる区域を「景観計画区域」として指定します。

宇佐市では、全市域を「景観計画区域」に指定するほか、「宇佐の財産」となる歴史的・伝統的建造物及び街並みを有する地区等を景観形成重点地区に、市街地や主要な道路等の影響を受けることで景観が損なわれるおそれがあると認められる区域を景観形成促進地区にそれぞれ指定します。



■基本理念

豊かな自然に囲まれ、神仏、史跡、伝統文化と調和した新しい宇佐の景観づくり

■行動目標

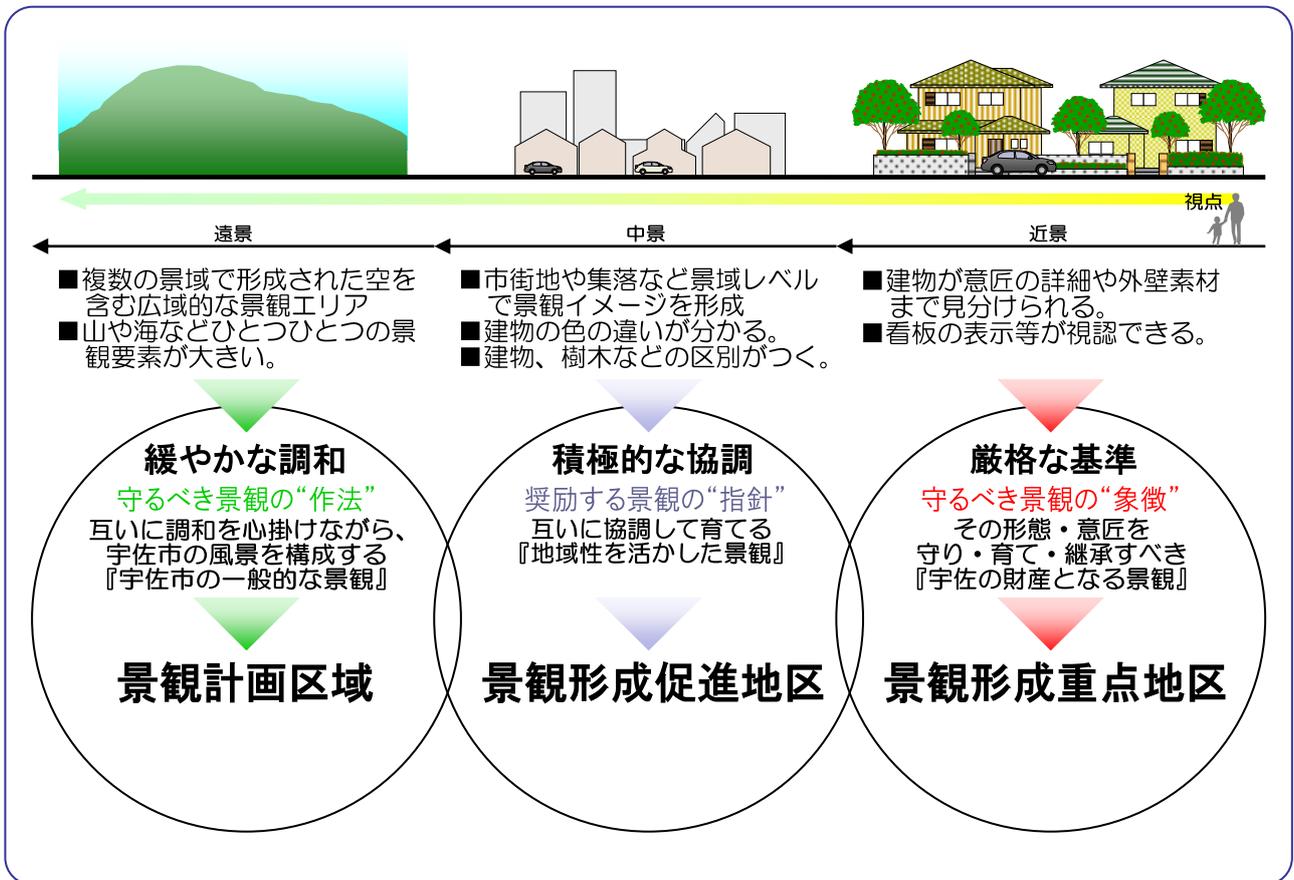
- 宇佐の景観を守り・継承する**
先人達によって受け継がれてきた宇佐の景観を守り、次世代につなげていきます。
- 宇佐の景観を育て・活用する**
現存する資源の活用を図りながら、さらに良い景観資源に育てていきます。
- 宇佐の将来の景観を創る**
市内各地域の特性を活かしながら「将来の宇佐市のより良い景観を創ること」に努めます。

■計画実現に向けた景観形成の方針

景観計画では、建築物・工作物などの建設や、樹木の伐採、土地の開墾といった宇佐市の景観に影響を及ぼす行為に対し、形態・意匠（デザイン）などのルールを定めます。

宇佐市では、ルールを定めるにあたって、景観を「遠景」「中景」「近景」の順に3段階に整理し、それぞれに影響する行為の対象・規模や、景観形成の基準（制限）の範囲を広げることとします。

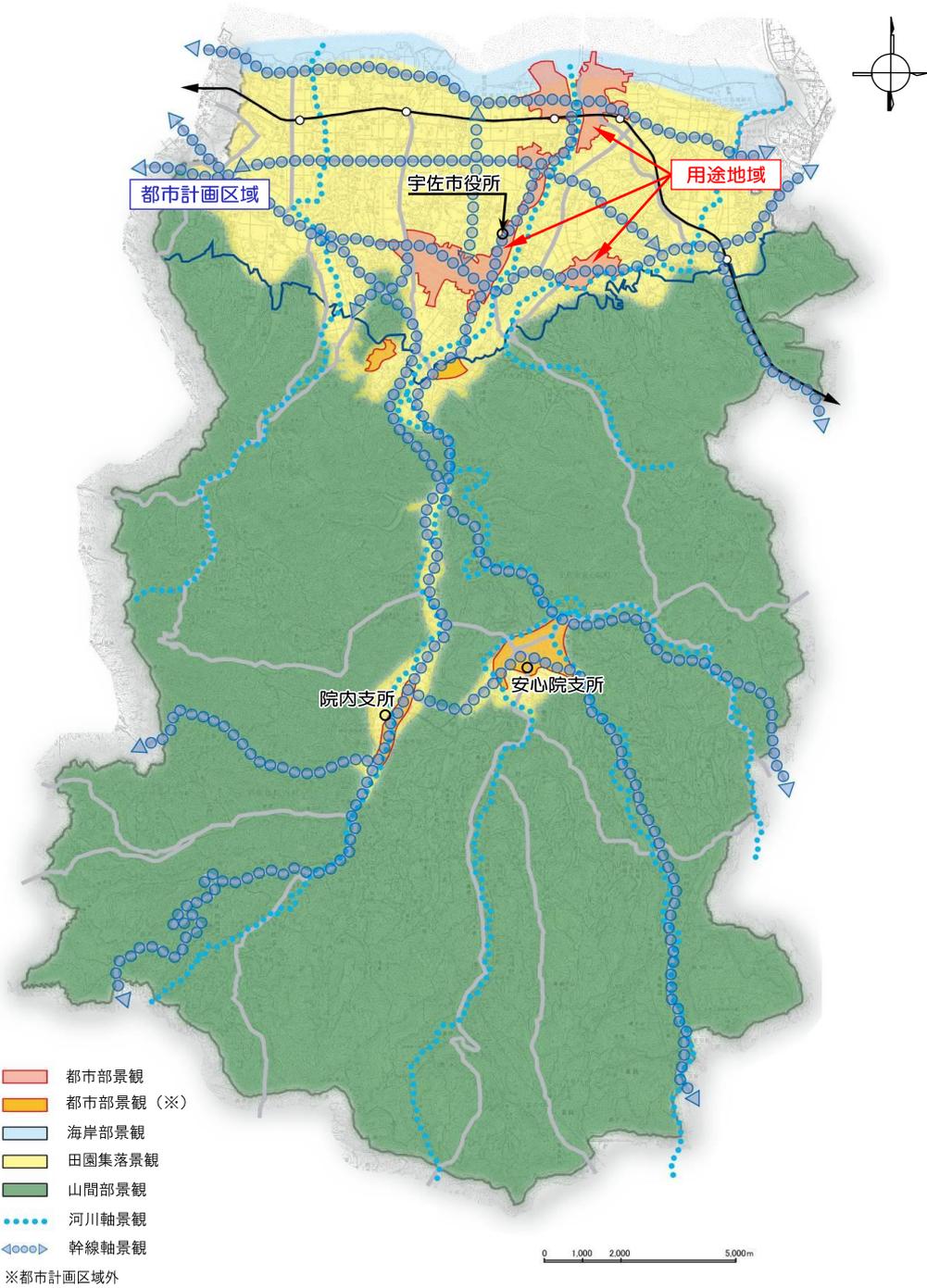
また、基準の強制力・厳密性については、市民の生活行動や都市活動への影響に配慮しつつ、自主性に任せる“緩やかな調和”、修景を促す“積極的な協調”、強制力のある“厳格な基準”の段階的な考え方で設定します。



一般指針区域における行為の制限

■一般指針区域

宇佐市全体の風景と市街地や田園など類型化した各景域レベルの景観形成を図ります。



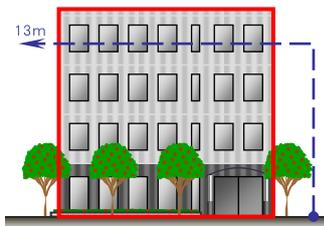
■届出対象行為

届出行為の種類	景観計画区域	景観形成促進地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超又は延べ面積1,000㎡超	高さ13m超又は延べ面積500㎡超
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超	高さ13m超又は築造面積500㎡超
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積 都市計画区域内3,000㎡超 都市計画区域外10,000㎡超	開発面積3,000㎡超
土石の採取又は鉱物の掘採	採取面積3,000㎡超または高さ5m以上	
土地の区画形質の変更	区域面積3,000㎡超（ただし、既存の建築物等の管理のために必要なものは除く）	
木竹の伐採	伐採面積1,000㎡超（間伐・下刈等の維持管理のための行為を除く。）	
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	堆積期間が90日以上を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500㎡（特別沿道地区については100㎡）以上または堆積の高さが高さ4m（特別沿道地区については2m）以上	

注）太陽光発電設備の設置については、太陽光パネルの合計面積、又は太陽光パネルの最上部から最下部（地盤面）までの高さ（高低差）により判断します。

届出対象基準■建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

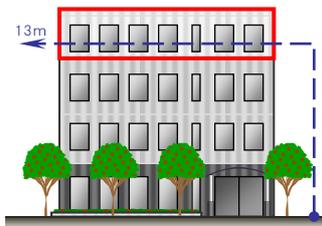
〈景観計画区域〉



高さ13m超の建物を新築



延べ面積1,000㎡超の建物を新築



増改築で高さ13m超となる、又は既存13m超の建物を増改築



増改築で延べ面積1,000㎡超となる、又は既存1,000㎡超の建物の増改築

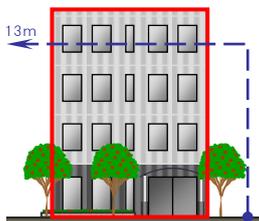


高さ13m超の建物の模様替え又は色彩の変更



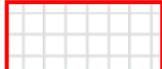
延べ面積1,000㎡超の建物の模様替え又は色彩の変更

〈景観形成促進地区〉

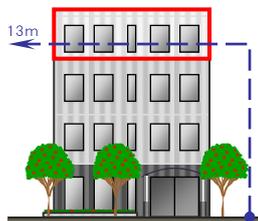


高さ13m超の建物を新築

延べ面積 > 500㎡



延べ面積500㎡超の建物を新築

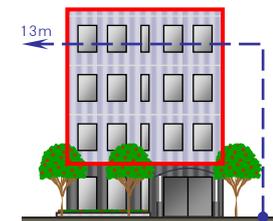


増改築で高さ13m超となる、又は既存13m超の建物を増改築

延べ面積 > 500㎡



増改築で延べ面積500㎡超となる、又は既存500㎡超の建物を増改築



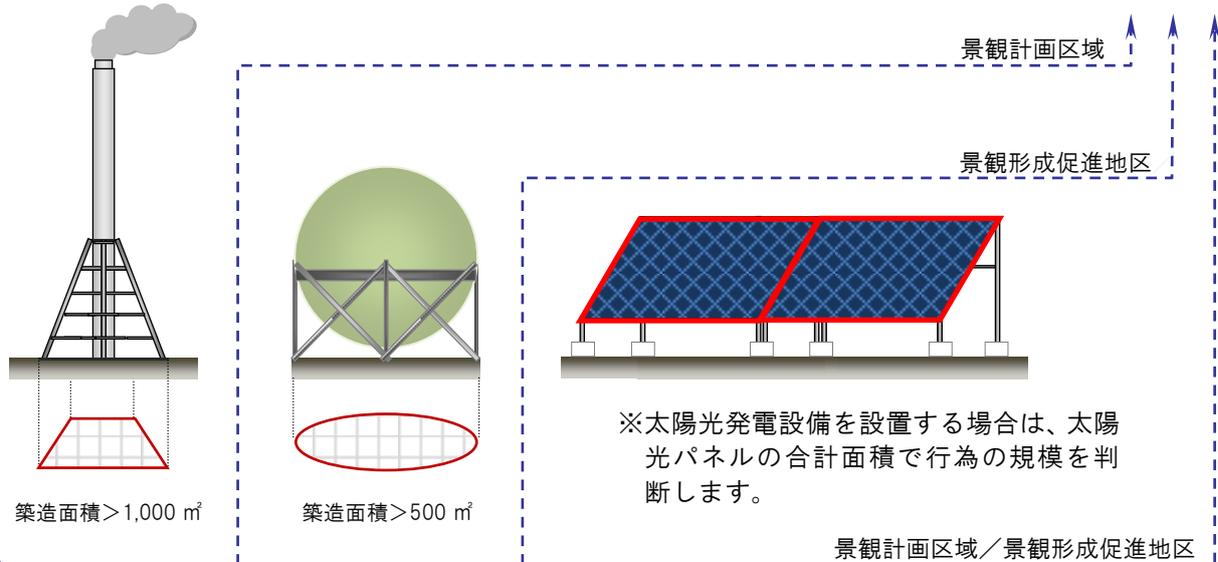
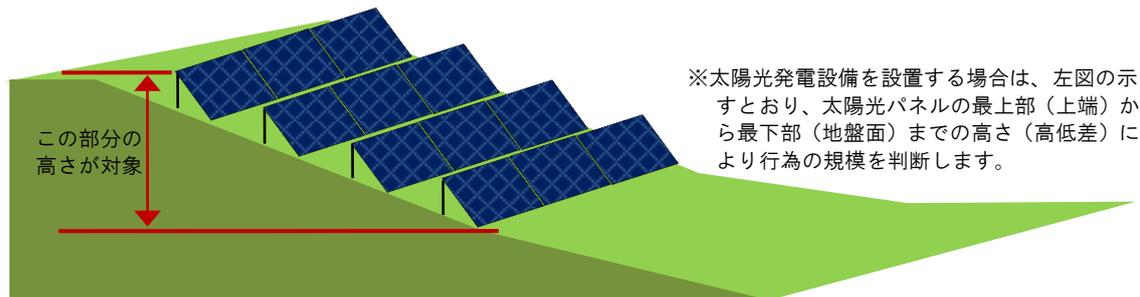
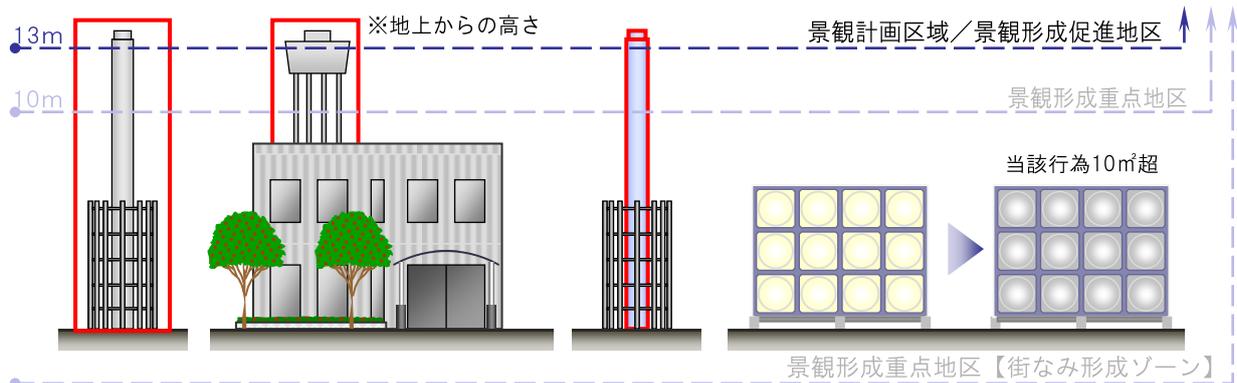
高さ13m超の建物の模様替え又は色彩の変更

延べ面積 > 500㎡



延べ面積500㎡超の建物の模様替え又は色彩の変更

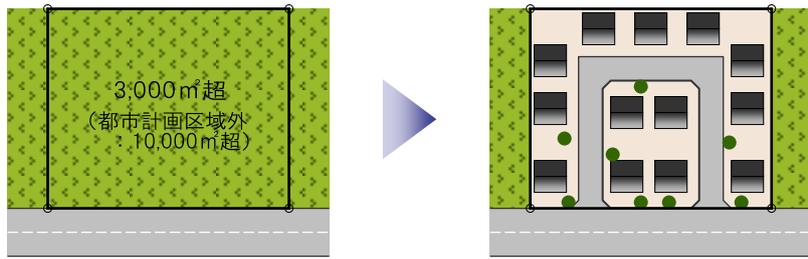
届出対象基準 ■ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更



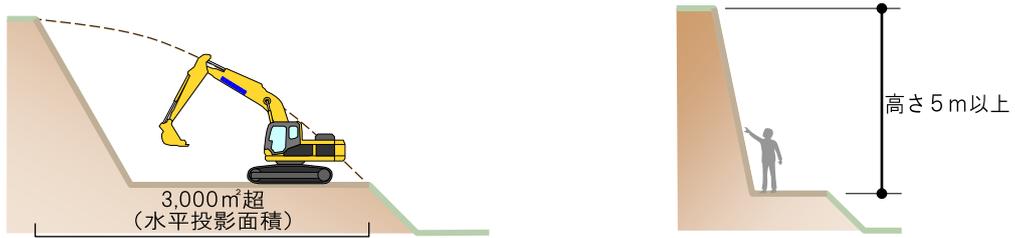
【工作物】

- ア. 煙突
- イ. 鉄筋コンクリート造の柱、木柱その他これらに類するもの
- ウ. 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- エ. 高架水槽、物見塔その他これに類するもの
- オ. ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- カ. コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設
- キ. 自動車車庫の用途に供する立体的な施設
- ク. 飼料、肥料、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する施設
- ケ. 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- コ. 電気供給又は有線電気通信のための電線路その他これらに類するもの
- サ. 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類する再生可能エネルギー発電設備
- シ. その他、市長が指定するもの

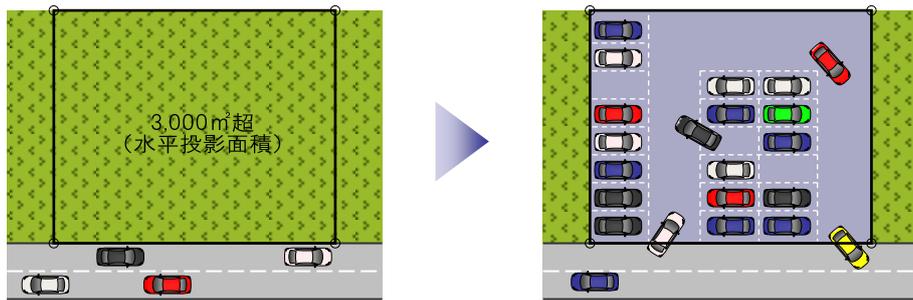
- 〈開発行為〉 ①都市計画区域内は面積が3,000㎡以上のもの
 ②都市計画区域外は面積が10,000㎡以上のもの（※ただし、景観形成促進地区は面積3,000㎡以上）



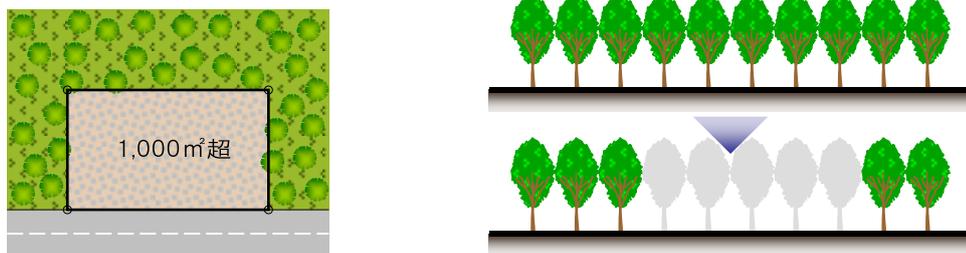
〈土石の採取又は鉱物の掘削〉



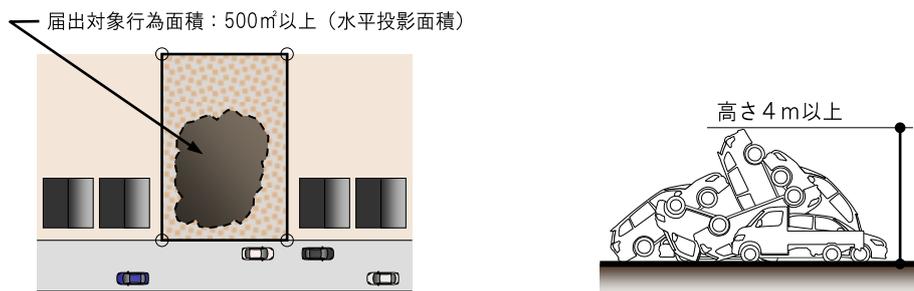
〈土地の区画形質の変更〉



〈木竹の伐採〉



〈屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積〉



■景観形成基準

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置	○周辺景観に圧迫感を与えないよう配慮する。 ○市街地や集落地では、街並みの調和に配慮し、道筋など周辺景観との連続性を維持・形成するような配置に努める。
高さ	○宇佐市の景観印象である広々とした空や、田園、宇佐平野から見渡せる山並みなどの地形を乱さないよう努める。 ○安心院盆地を囲む山々、恵良川を挟む山々などの自然景観を阻害しないよう、ボリューム感を軽減した高さに努める。
形態・意匠	○周辺景観や自然環境と調和した形態・意匠に努める。 ○共通の景観要素を有する地域では、その景観要素を活かすよう努める。 ○市内各地域に分布する社寺周辺では、瓦の風景との調和に配慮した屋根形態とするよう努める。 ○周辺建築物の屋根と形態を揃え、街並みの調和に努める。
色彩	○外壁等の基調色は、彩度の高いものを避け、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○明度の低い基調色を用いる場合は、強調色に明度の高い色を組み合わせるなど、重すぎる景観とならないよう努める。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。ただし、太陽電池モジュールなどの環境に配慮した機器・機材を設置する場合は、この限りではない。 ※壁面緑化・屋上緑化関連資材を使用する場合は、この限りではない。
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。 ○外壁や屋根上、屋上等に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、ごみ集積所、倉庫、設備機器室等は、できる限り目立たない位置に配置するよう工夫する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○市街地や集落地など建築物等が建て込んでいる地域では、玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。

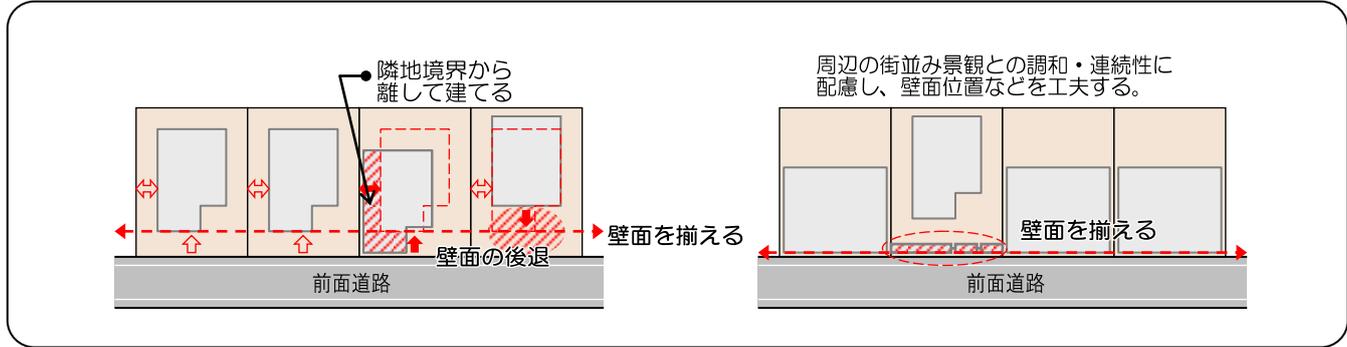
【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	指針の内容
配置・規模	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○尾根線上、丘陵地又は高台での設置は極力避ける。 ○主要な道路、公園、公共空間から見た場合に山々の稜線を遮らないような配置に努める。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。 ○宇佐平野の背後に連なる山並み等の自然景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模に努める。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○建築物とまとまりのある形態意匠に努める。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○明度の重すぎる（暗すぎる）、または軽すぎる（明るすぎる）色、及び彩度の派手すぎる、または鮮やか過ぎる色は極力避ける。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

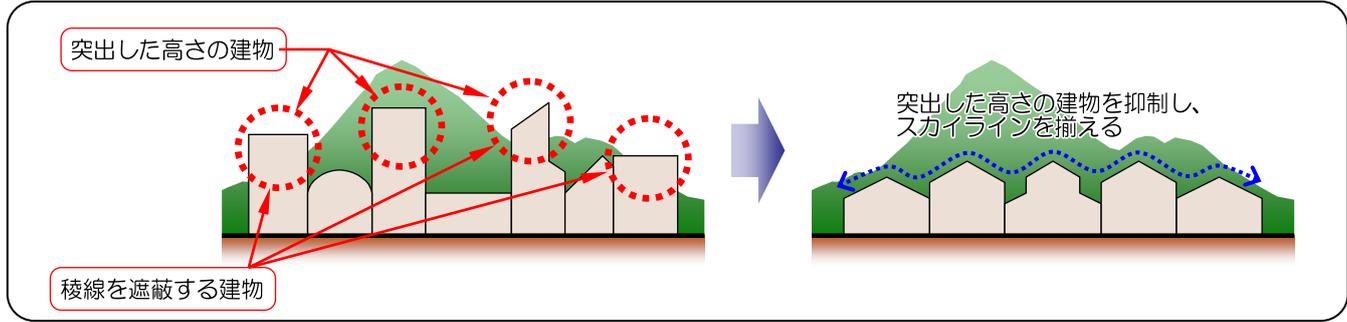
【開発行為等】

項目	開発行為等の指針の内容
土石の採取又は鉱物の掘採	○容易に望見できないよう措置を講じ、背後や周辺の景観との調和に配慮する。 ○跡地については、植栽等の緑化措置を講じる。
土地の区画形質の変更	○法面は芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、可能な限り必要最小限なものとし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の保全に努めるとともに、やむをえず伐採を行う際には、可能な限り小規模にとどめる。
屋外における土石、廃棄物等の物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できないよう措置を講じるか、容易に望見できない位置に集積または貯蔵することに努める。

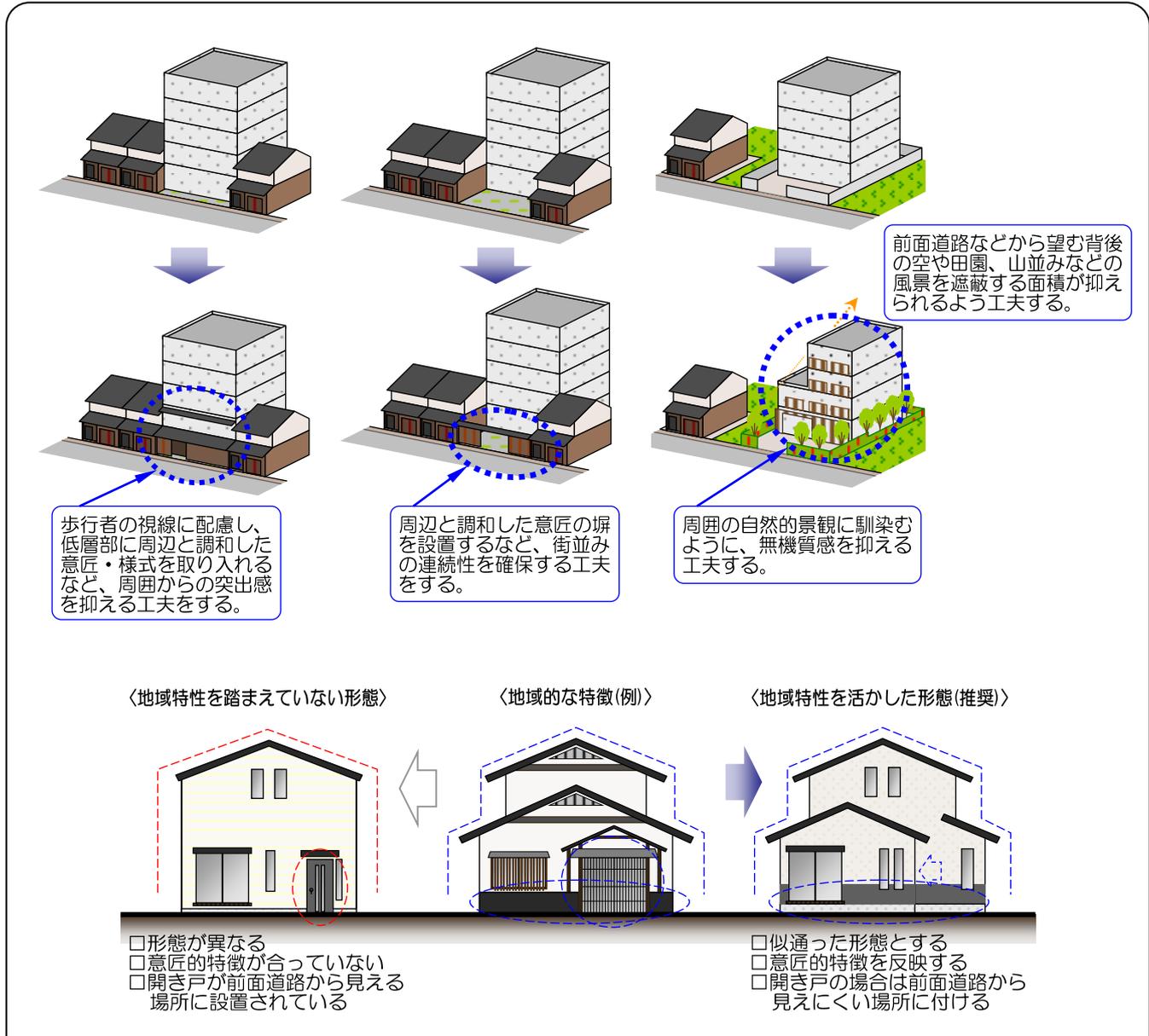
景観形成基準 ■ 配置



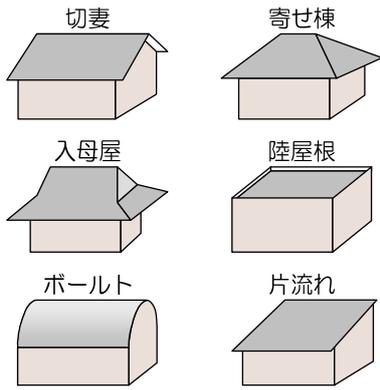
景観形成基準 ■ 高さ



景観形成基準 ■ 形態・意匠

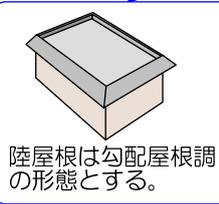


屋根形態

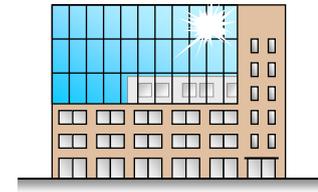
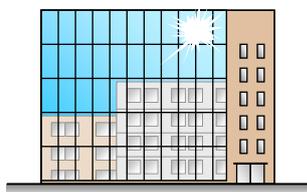


屋根形状や向きを揃えている場所では、その特徴を踏まえる。

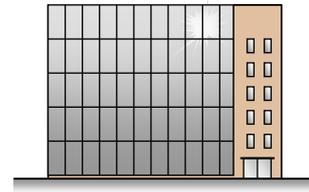
形状とともに、向きも揃える。



景観形成基準 ■ 素材

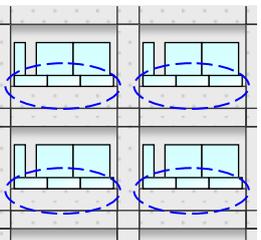
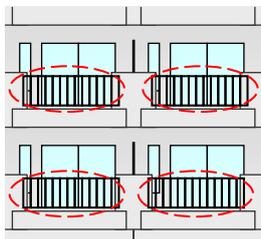


低層部を中心に反射性の高い素材を使用する面積を抑える工夫をする。

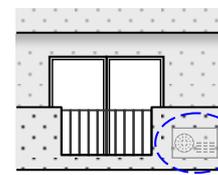
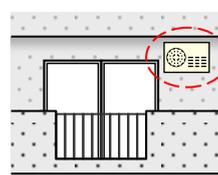
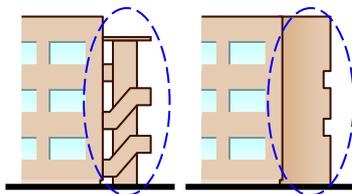
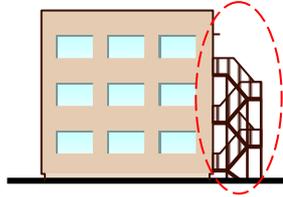


ガラスを使用する場合は、反射性の低い無彩色のものを使用するなど、周辺景観への配慮に工夫する。

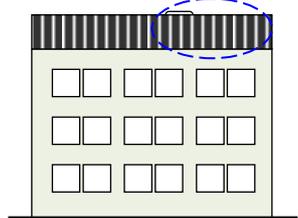
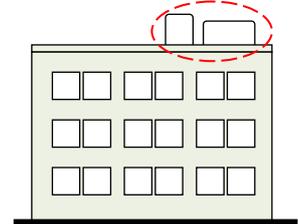
景観形成基準 ■ 設備・附帯施設



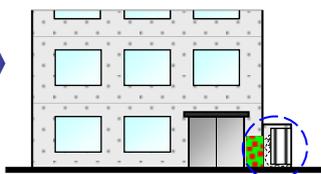
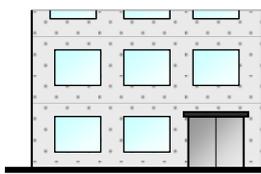
建築物本体と仕上げを揃えるなど、意匠的な突出感を抑える工夫をする。



格子などの目隠しを施すか、ベランダの見えにくい位置に設置する。



パラペットやルーバーで覆うなど、目立たないように工夫する。



通りに向けない、植栽等で隠すなど、目立たないように工夫する。

景観形成基準 ■ 敷地の緑化

周辺の緑化と統一感のあるボリュームの確保

生垣など通りからの自然に配慮した緑化

鉢植えの設置や一輪挿しの飾り付けなどに努める。

景観形成基準 ■ 門扉、柵、塀

素材、様式を建物と揃える。

生垣など自然的な素材を用いる。

透過性を高め、存在感を弱める。

透かしブロックを用い透過させる。

景観形成基準 ■ 開発行為等

伐採は目立たないように工夫して行う。

高く積み上げない。

植栽や塀などで視界を遮る。

通りから離す

現場を直接見ることができる範囲を狭くするよう工夫する。

山林を伐採、掘削した場合は、原状回復に努める。

景観形成基準 ■ 色彩

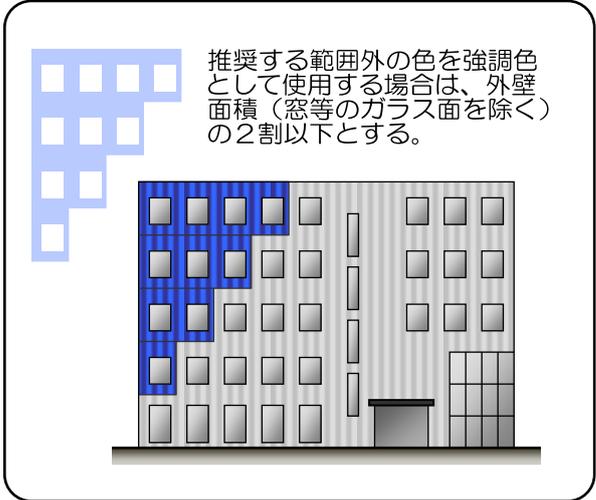
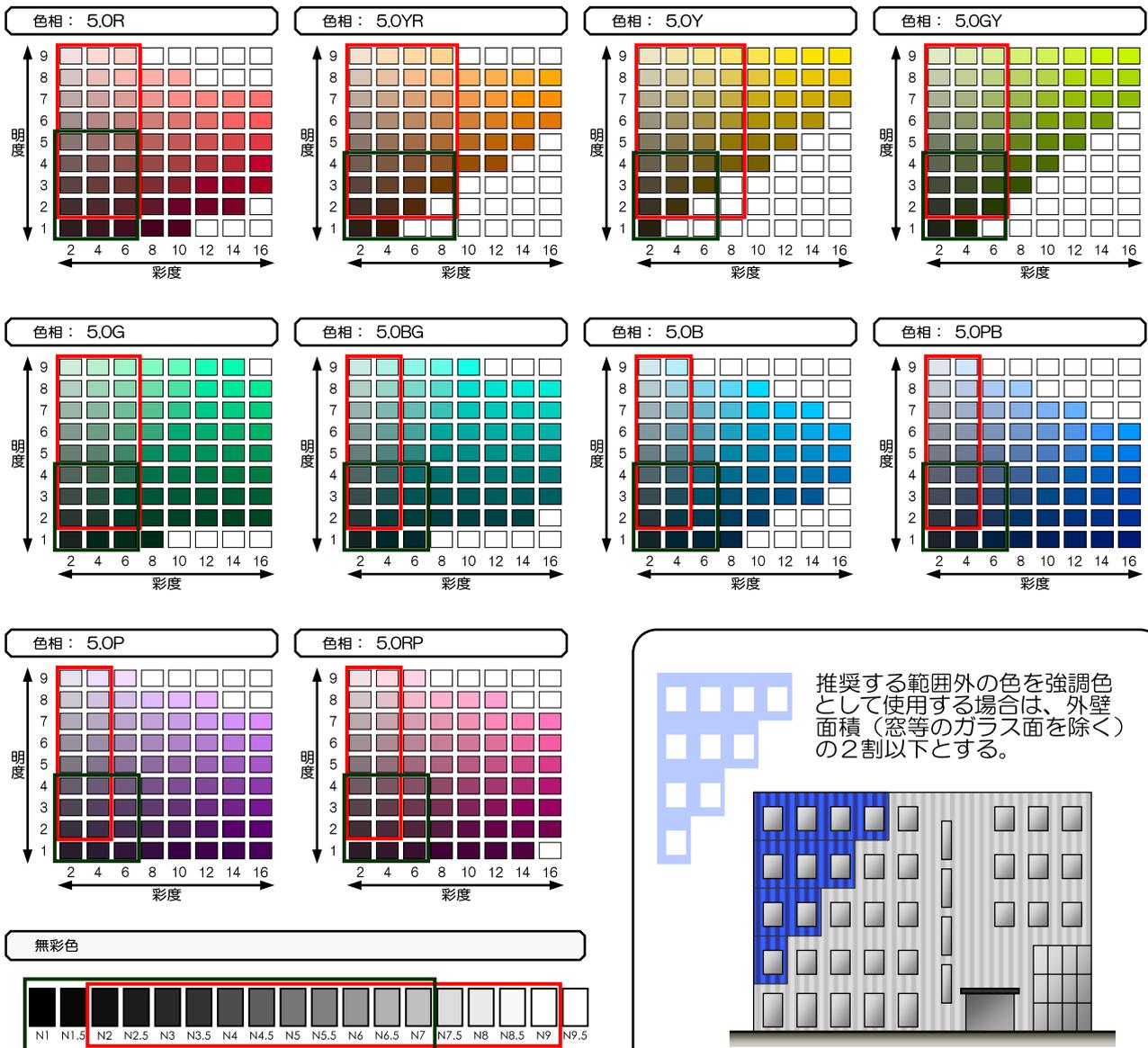
一般指針区域（景観計画区域、景観形成促進地区）において、建築物、工作物の外壁・屋根などの大きな面積を占める基調色は、以下の色彩誘導表に示す色彩を奨励します。特に、届出対象行為については、この誘導表が適合審査の判断基準となります。

また、この範囲外の色彩を外壁の強調色（アクセントカラー）として用いる場合は、外壁面積（窓等のガラス面を除く）の2割以下とするよう努めてください。

表 色彩誘導表

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	無彩色	
		2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	
外壁	明度	2~9											N2 ~N9
	彩度	6以下	8以下			6以下		4以下					
屋根	明度	4以下											N1 ~N7
	彩度	6以下	8以下	6以下									

□ : 外壁 □ : 屋根



宇佐市は宇佐神宮をはじめ市内各所に分布する歴史資源を中心とした景観上重要な地区があります。また、市内の一部地域では漆喰壁に装飾（レリーフ）を施す習慣が受け継がれるなど独特の地域文化が残っており、地域特有の景観を形成しています。

これらの地区は、本市の象徴となり、また、良好な市街地景観の形成の核となることから、地区毎に個別の景観形成指針（基準）を設け、住民の生活行動や都市活動との協調の下で景観形成を図っていきます。

四日市門前地区



宇佐勅使街道地区



下毛・折敷田地区



善光寺地区

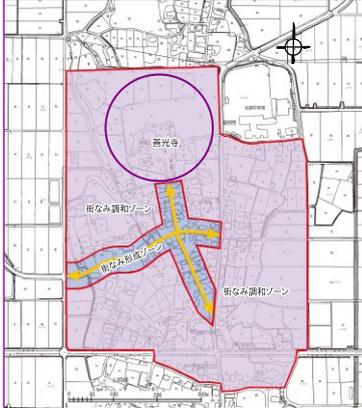


※このほか、『大分県沿道の景観保全等に関する条例』を踏襲し、宇佐別府道路と国道10号の沿道についても、個別の指針に基づいて景観誘導を図ります。

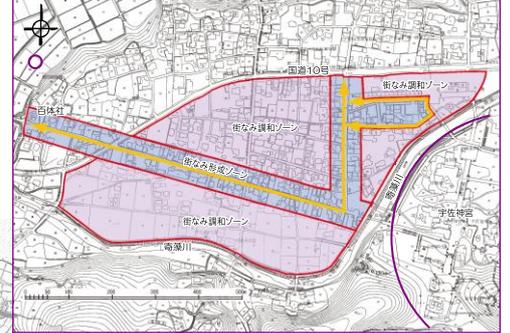
個別指針区域における行為の制限

■個別指針区域

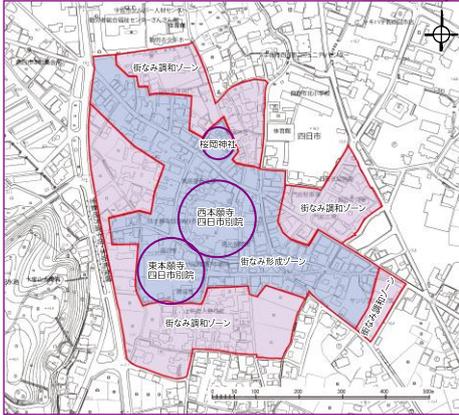
善光寺地区



宇佐勅使街道地区

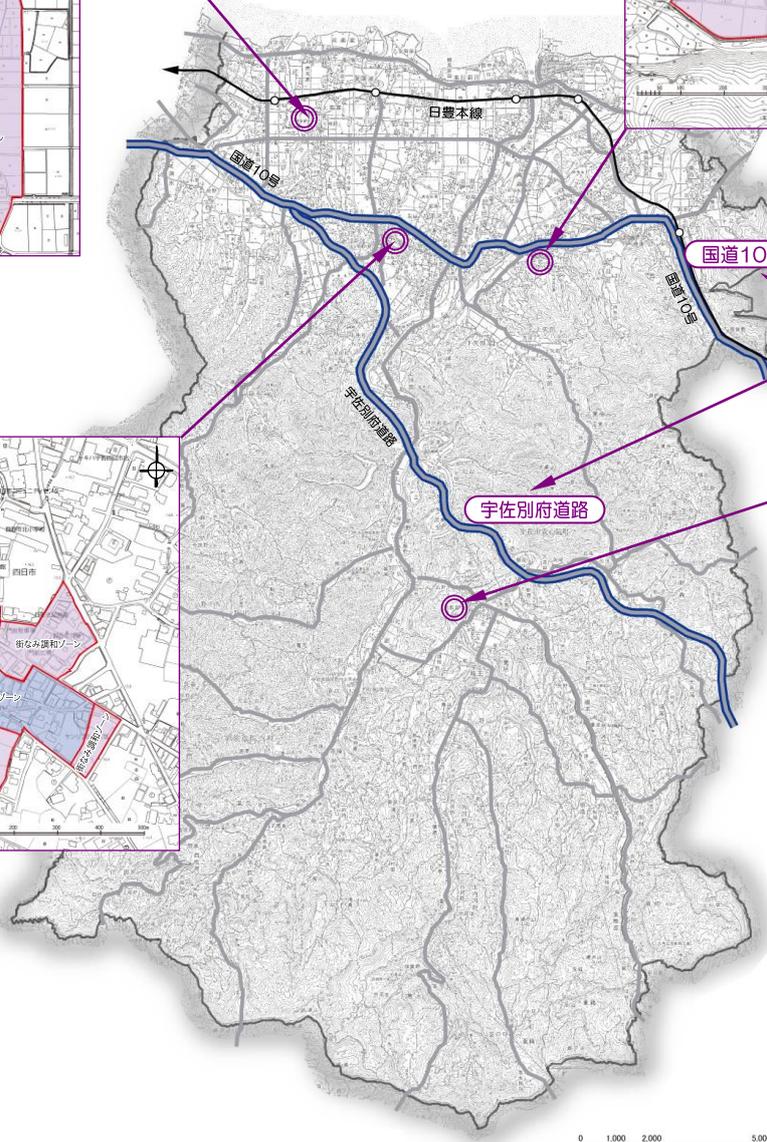
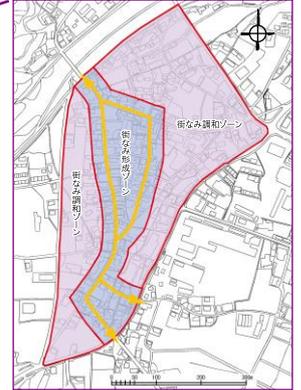


四日市駅前地区



特別沿道地区

下毛・折敷田地区



0 1,000 2,000 3,000m

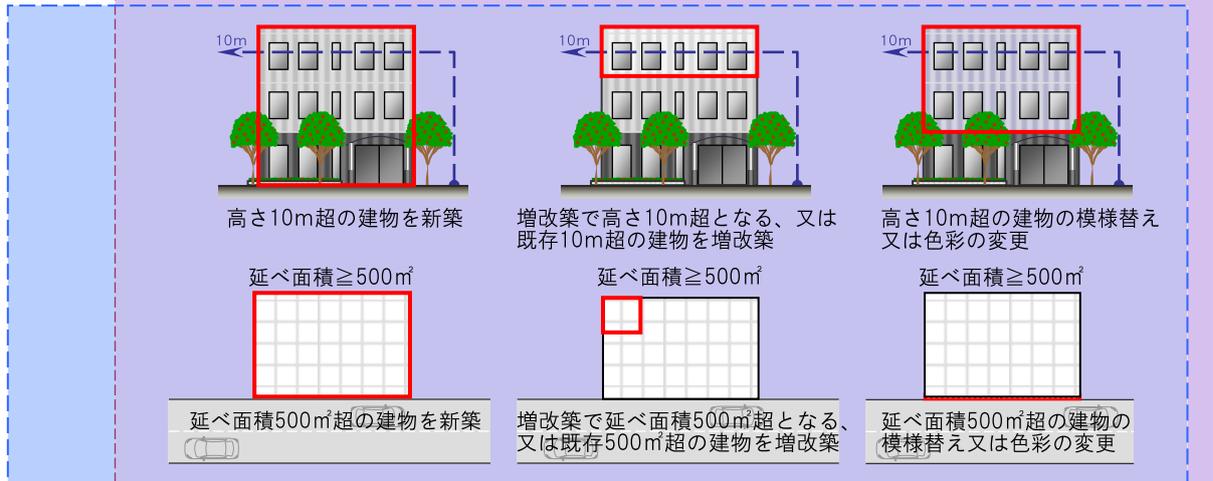
■届出対象行為

届出行為の種類	街なみ調和ゾーン	街なみ形成ゾーン	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m超又は延べ面積500㎡超	延べ面積10㎡超	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為の面積が10㎡超
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m超又は築造面積500㎡超	高さ10m超 又は築造面積10㎡超	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積3,000㎡超		
土石の採取又は鉱物の掘採	採取面積3,000㎡超または高さ5m以上		
土地の区画形質の変更	区域面積3,000㎡超（ただし、既存の建築物等の管理のために必要なものは除く）		
木竹の伐採	伐採面積1,000㎡超（間伐・下刈等の維持管理のための行為を除く。）		
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	堆積期間が90日以上を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500㎡（特別沿道地区については100㎡）以上または堆積の高さが高さ4m（特別沿道地区については2m）以上		

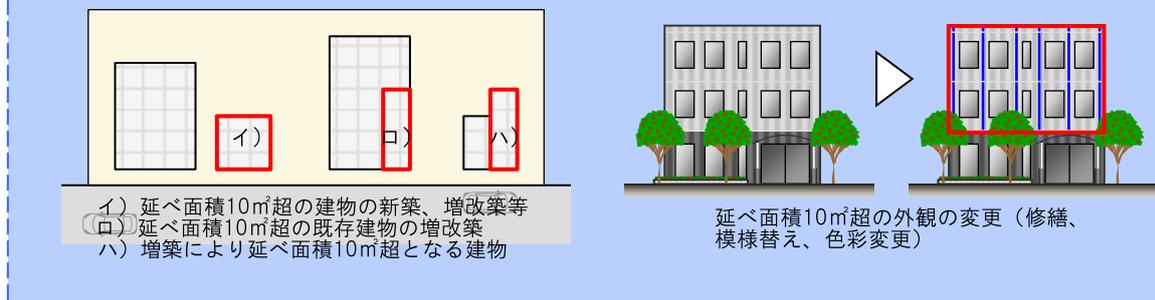
注）太陽光発電設備の設置については、太陽光パネルの合計面積、又は太陽光パネルの最上部から最下部（地盤面）までの高さ（高低差）により判断します。

届出対象基準 ■ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

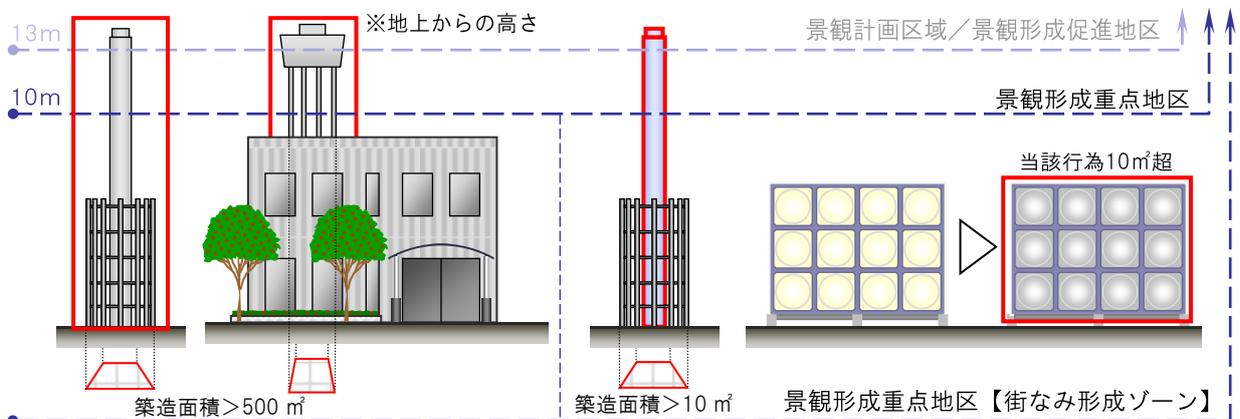
〈街並み調和ゾーン〉



〈街並み形成ゾーン〉



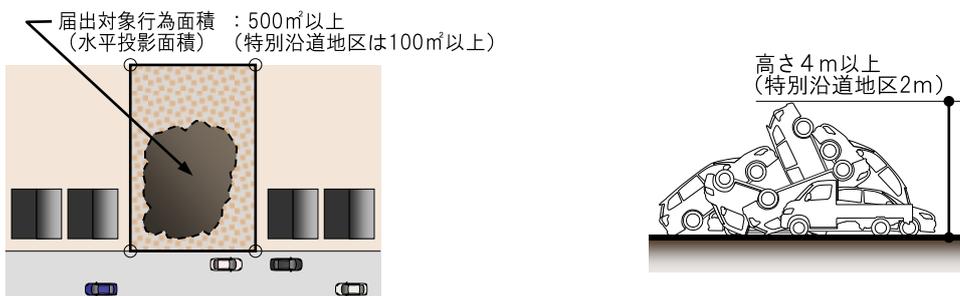
届出対象基準 ■ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更



※太陽光発電設備の設置に関する行為の規模を判断する場合は、一般指針区域と同じとする。

届出対象基準 ■ 木竹の伐採/屋外における土石、廃棄物等の堆積/鉱物の掘削、土石類の採取/土地の区画形質の変更

※下記以外の項目については一般指針区域と同じとする。



■四日市門前景観形成重点地区

大屋根の瓦が背後の山並みと空に映える東本願寺・西本願寺四日市別院とその門前に軒を連ねる歴史的、伝統的な景観特性を受け継ぎ、四日市地区まちづくりの取り組みを継承しながら、落ち着いた和の意匠を基調とした、時代の蓄積が感じられる都市空間の創出を目指す。

街なみ形成ゾーン： 四日市地区まちづくり協定の「伝統的な街なみ保全整備ゾーン」と「歴史的な街なみ修景ゾーン」については、四日市別院等の歴史文化資源とともに、地域の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： 四日市地区まちづくり協定の「景観形成ゾーン」と「新しい街なみ創造ゾーン」については、歴史文化資源やその周辺の街並みと調和しつつ、四日市門前の雰囲気と配慮しつつ、宇佐市中心市街地の玄関口にふさわしい街並みを創造するゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	○通りに面する建築物の壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃えることを原則とする。やむを得ず後退させる場合は、門塀等により街並みの連続性を損なわないようにする。	
高さ	○低層戸建てを原則とし、東西別院を中心とする瓦の風景を著しく阻害する構造及び高さは避ける。	○東本願寺・西本願寺四日市別院の本堂より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮する。
形態・意匠	○地域の伝統的様式を原則とする。 ○勾配屋根を原則とし、歴史的環境、瓦の風景を損なわないものとする。 ○屋根勾配及び軒高は、周囲の建築物と調和するように配慮する。	○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○2階建て以下の建築物については、木造和風を原則とする。 ○屋根は極力勾配屋根とし、周囲の建築物と調和するように配慮する。
色彩	○周囲の街並み環境との調和に配慮し、著しく阻害する色彩は避ける。 ○外壁の色は、赤、黄色、青、緑などの原色は避け、歴史的環境と調和する色彩（色相、明度、彩度）とする。 ○屋根及び庇は、灰黒色、ねすみ色系の瓦葺きを原則とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。	
素材	○壁面及び窓等は、伝統的様式を基本とし材質感のあるものを用いる。やむを得ず他の材質を用いる場合は、街並みの連続性を損なわないように配慮する。 ○金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合は、必要最低限とする。	○金属板やガラス等の光沢性のある素材は、原則として大きな面積に用いない。やむを得ない場合は、周辺環境との調和に配慮する。
設備・付帯施設	○歴史的環境、瓦の風景を著しく阻害する建築設備の設定は避ける。 ○空調機等の建築設備は、通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し歴史的環境を阻害しないようにする。	○通りから見えないように設置する。やむを得ない場合は、街並みを阻害しないように設置する。
敷地の緑化	○敷地内は、建築物等の圧迫感を和らげるよう、できる限り緑化に努める。 ○樹姿の優れた樹木がある場合は、積極的に修景に活かすよう配慮する。	
門扉、柵、塀	○原則として通り沿いには生垣を設置しない。但し、街並み環境を損なわず、うるおいや魅力を高める場合は、この限りではない。	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○麓の風景との調和に配慮し、主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周囲の樹木との調和に配慮した樹種とする。

■宇佐勅使街道景観形成重点地区

宇佐神宮と周囲を覆う森が醸し出す厳かな雰囲気、およびこの地域に集積する神仏習合の歴史遺産と継承されてきた伝統を活かすため、勅使街道を軸とした周辺エリア一帯に、歴史と緑が調和した景観形成を図ることを目指す。

街なみ形成ゾーン： 勅使街道（特定道路）の道路端から30mの沿道については、宇佐神宮に関連する街道筋の伝統的・歴史的な街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： 特定道路の沿道（道路端から30m）を除く神宮周辺の市街地については、歴史文化資源やその周辺の街並みと調和させるゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物に対して圧迫感を与えないように配慮する。 ○道路に面する部分については、できるだけ建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。 ○建築物等が道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生垣等を施し、街並みの連続性の確保に努める。 	
	○勅使街道沿いの建築物の外壁や軒先の位置は、宇佐神宮への見通しに十分に配慮する。	
高さ	○低層戸建てを原則とし、宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。	○宇佐神宮門前のイメージにそぐわない高さは避け、宇佐神宮と周囲の森や背後の山並みに配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の街並みや御許山など背後の自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物と屋根の形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性や伝統の様式を踏まえた意匠とする。やむを得ない場合は、塀や生垣等で勅使街道から目立たないようにする。 ○勾配屋根を原則とし、歴史的環境、瓦の風景を損なわないものとする。 	○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 ○地域の伝統の様式に配慮した素材の活用に努める。 	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。 	
	○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、目立たない位置に設ける。やむを得ない場合は、格子やルーバーで覆うなど修景措置を工夫する。	○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> ○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周囲の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周囲の街並みとの調和に配慮する。 	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○宇佐神宮と周囲の森や御許山の稜線を阻害する構造及び高さは避ける。 ○周囲の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。

敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。
-------	--

■下毛・折敷田景観形成重点地区

<p>周囲を山々に囲まれた盆地特有の風景と鍍絵の文化を継承するまちの雰囲気を守り、地域文化の調和する暮らしを感じさせる景観形成を図ることを目指す。</p> <p>街なみ形成ゾーン： 鍍絵が集積する特定道路の道路端から 30mの沿道においては、鍍絵とともに地域特有の街並みを形成するゾーンとして位置づける。</p> <p>街なみ調和ゾーン： その他の区域については、安心院地域の旧集落の雰囲気を生かした街並みを維持するゾーンとして位置づける。</p>
--

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 ○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。	
高さ	○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。	
形態・意匠	○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 ○勾配屋根を原則とし、鍍絵の街並みの風景を損なわないものとする。	
色彩	○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。	
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 ○外壁には鍍絵が馴染む漆喰やそれを模した素材の活用に努める。	
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、できる限り直接目立たない位置に配置するよう工夫する。	
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 ○通りに面した樹木は適度に剪定し、建築物のファサードが見通せるよう努める。	
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○盆地の周囲の山並みや緑を阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。 ○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

■善光寺景観形成重点地区

善光寺門前の雰囲気を守り、また、宇佐神宮に続く街道筋の往年の面影を活かし、地域特有の暮らしが醸す落ち着いた景観の形成を図ることを目指す。

街なみ形成ゾーン： 下時枝今津停車場線、芝原善光寺参道（特定道路）の道路端から 30mの沿道においては、人々が芝原善光寺や宇佐神宮参拝に往来した当時の面影を活かし、街道筋の街並みを形成するゾーンとして位置づける。

街なみ調和ゾーン： その他の区域（下時枝今津停車場線、善光寺参道から 30mの沿道以外）については、芝原善光寺と調和した旧集落の雰囲気を活かし、落ち着いた街並みを維持するゾーンとして位置づける。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	建築物	
	街なみ形成ゾーン	街なみ調和ゾーン
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○街並みの調和に配慮し、周囲の建築物と配置の連続性に努める。 ○周囲の建築物や道路等の空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面する部分については、できる限り建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。やむを得ず外壁位置が揃わない場合は、隣接する建築物と調和した塀を施し、街並みの連続性の確保に努める。 ○広々とした田園と開けた空で構成された風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。 ○宇佐平野の背後に連なる山並みの稜線など遠景を阻害しないよう、眺望に配慮する。 ○善光寺本堂の大屋根に配慮した高さに努める。 	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。 ○地域の伝統的な工法を用いるなど、地域の特性を活かしたデザインとするよう配慮する。 ○周辺建築物の屋根と形態を揃え、一体的な街並みに向け調和を図る。 ○屋根の形態は可能な限り勾配屋根とする。 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。 	
設備・付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した意匠とする。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器等は、道路等から直接見えない位置に配置するよう工夫する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、目立たない位置に設ける。やむを得ない場合は、格子やルーバーで覆うなど修景措置を工夫する。 	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 	
門扉、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> ○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みとの調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。 	

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避ける。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

■特別沿道地区

車や歩行者などの移動する視点からみた沿道の景観が、その背後の景観と調和するよう、幹線道路の沿道に対し、適正な景観形成誘導を図る。

街なみ形成ゾーン： —

街なみ調和ゾーン： 沿道環境美化地区に指定されてきた宇佐別府道路の道路区域から20m、並びに国道10号の道路端から20mの範囲の沿道の土地を街並み調和ゾーンに位置づける（※宇佐勅使街道地区との重複区域は除く。）。

【建築物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

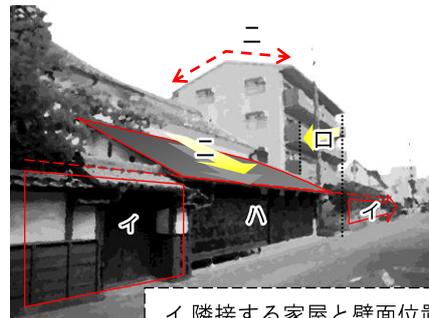
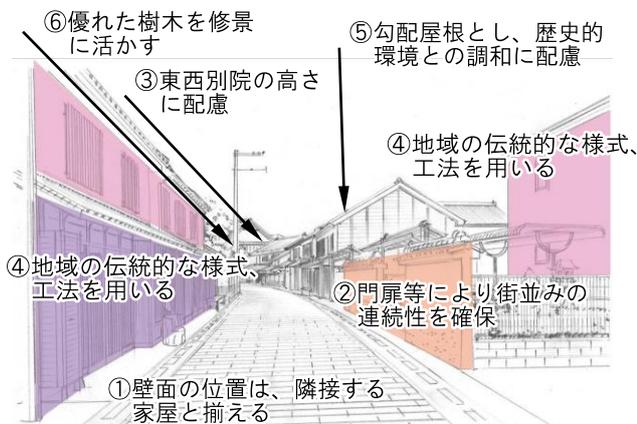
項目	建築物
配置	○都市部の区間では、街並みとの調和や連続性に配慮した配置とし、道路空間に対しても圧迫感を与えないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間の沿道においては、道路境界線からできる限り離れた位置に建てるなど、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮する。
高さ	○都市部の区間では、広々とした田園や盆地、谷間などの地形と開けた空で構成された宇佐市の風景を建物の高さが阻害しないよう配慮する。 ○山間部や田園集落地内の区間では、広々とした空と一体となった田園や山並みの稜線を建物の高さが阻害しないよう、眺望に配慮した高さに努める。
形態・意匠	○周辺の街並みや自然環境と調和したデザインを原則とする。
色彩	○外壁等の色は、彩度の高いものを避け、また色相の組合せに類似色を用いるなど、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。 ○屋根の色は、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とする。ただし、太陽電池モジュールなどの環境に配慮した機器・機材を設置する場合は、この限りではない。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。
素材	○周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、地域性のある素材の活用に努める。 ○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。 ○反射光のある素材を屋根や外壁面などの大部分にわたって使用することは避ける。
設備・付帯施設	○ベランダや屋外階段等は、建築物本体と調和した形態意匠に配慮する。 ○外壁や屋根上、屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設ける。 ○駐車場、自転車置き場、倉庫、設備機器室等は、できる限り目立たない位置に配置する。
敷地の緑化	○都市部の区間の沿道では、玄関先や軒先など前面道路に面する敷地内での緑化に努める。 ○田園集落地内の区間では、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 ○山間部の区間において植栽を行う場合は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。
門扉、柵、塀	○位置、形態、デザイン及び素材は、建築物本体と一体感を持たせるとともに、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮する。 ○土塀、石垣、生垣など、地域の特性を踏まえ、周辺の街並みとの調和に配慮する。

【工作物の新築・増改築・外観を変更する修繕等】

項目	
配置	○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、他の業者と協議・調整し、できる限り共同設置や共用化に努める。 ○道路からの景観（沿道景観）と道路空間に対して圧迫感を与えないよう配慮する。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を促す。
高さ	○周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えない高さに努め、周囲の景観から突出しないようにする。
形態・意匠	○歴史的環境と調和する規模、形態、意匠等に努め、周囲と違和感のあるものは避ける。
色彩	○周辺景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 ○外壁・屋根の色彩は、運用指針で定める「色彩誘導表」に基づいたものとする。 ○太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。
敷地の緑化	○敷地内には適度な緑の確保に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。

四日市門前地区

形態意匠誘導	対応例（チェックポイント）
① 壁面の位置は、隣接する家屋と揃える。	□前面道路に対する1階の壁面、軒先などの位置の連続性を保つ。
② 門扉等により街並みの連続性を確保	□前面道路から後退して建築している建築物、工作物については、隣接する家屋の壁面位置に合わせ門扉等を設ける。
③ 東西別院の高さに配慮	□東西別院（本堂）への見通しを確保する。
④ 地域の伝統的な様式、工法を用いる。	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。 □外壁は、漆喰調仕上げ、または板張りとする。
⑤ 勾配屋根とし、歴史的環境との調和に配慮	□日本瓦葺きの勾配屋根とする。 □通りに対して平入りとする。 □陸屋根の場合の修景上の配慮をおこなう。
⑥ 優れた樹木を修景に活かす。	□街並みに配慮した植樹をおこなう。

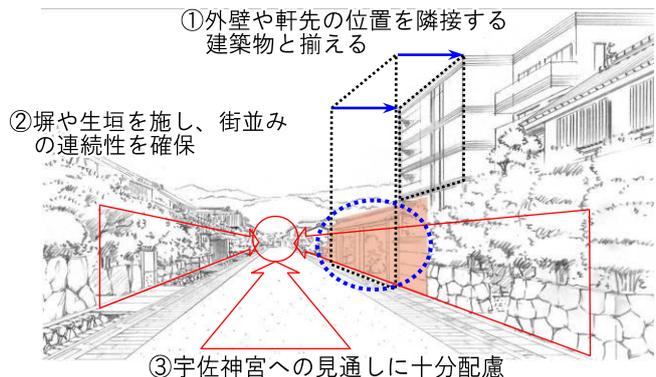
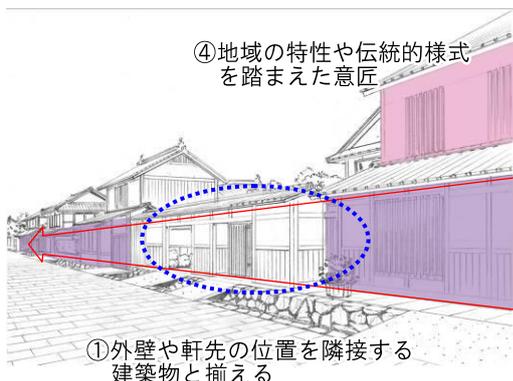


- イ 隣接する家屋と壁面位置を揃える。
(通りに面した1階部分の位置を合わせる)
- ロ 東西別院本堂より高い建物は極力避ける。
(高さのある建物は通りから後退させる)
- ハ 地域の伝統的な様式に基づく形態・意匠、素材
- ニ 極力勾配屋根とする。
(1階屋根は通りに対し平入りを基本)

※四日市地区は、「四日市地区まちづくり協定書」で定める建築物等の整備に関する基準に従う。

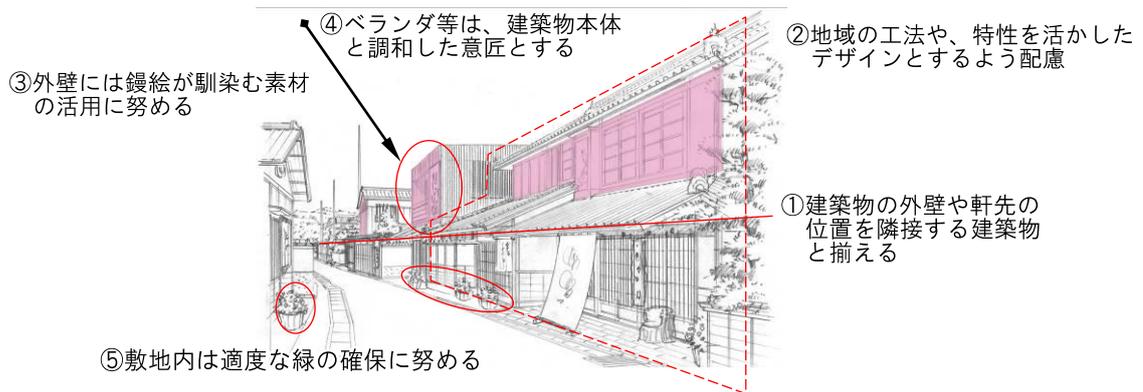
宇佐勅使街道地区

形態意匠誘導	対応例（チェックポイント）
① 外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせ塀や生垣を設ける。
② 塀や生垣を施し、街並みの連続性を確保	□土塀、石垣、生垣が連続している場合は、その地域特性に合わせる。
③ 宇佐神宮への見通しに十分配慮	□勅使街道沿いで3階建て以上の建物を建てる場合は、道路からセットバックして建てるなど、宇佐神宮の背後の森や御許山が望めるよう努める。
④ 地域の特性や伝統的様式を踏まえた意匠	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いるか、木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、木造軸組構法をイメージするなど形態・意匠的な配慮を行う。 □日本瓦葺きの勾配屋根とする。



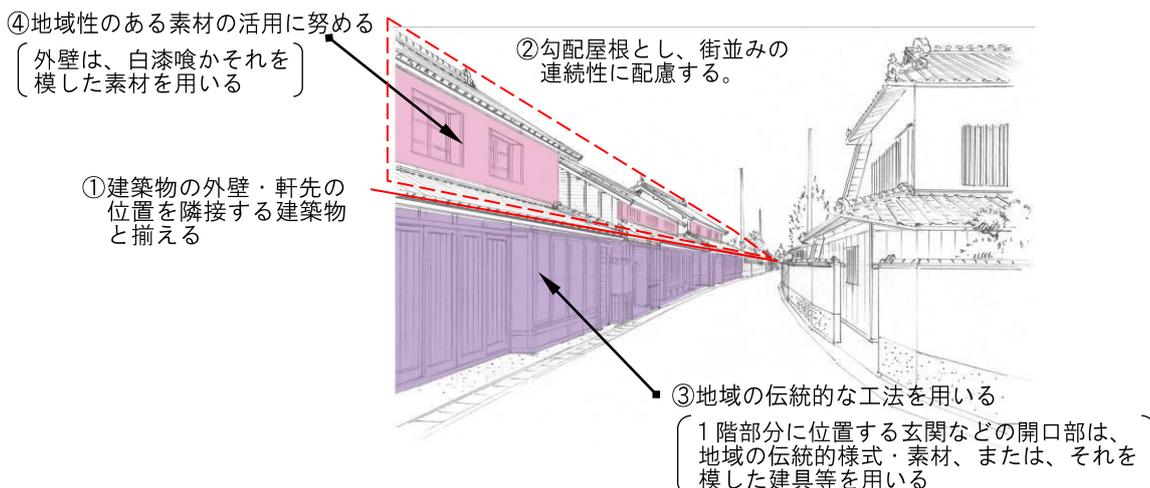
下毛・折敷田地区

誘導指針	対応例（チェックポイント）
① 建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせて塀や生垣を設ける。
② 地域の工法や、特性を活かしたデザインとするよう配慮	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。
③ 外壁には鏝絵が馴染む素材の活用に努める。	□外壁は、漆喰調仕上げとするか、鏝絵が施せる素材を使用する。
④ ベランダ等は、建築物本体と調和した意匠とする。	□ベランダなどの附帯施設は、建築物本体と意匠・素材の一体化に努める。
⑤ 敷地内は適度な緑の確保に努める。	□玄関先、軒先などのスペースを活用して、鉢植えなどの緑化をおこなう。



善光寺地区

誘導指針	対応例（チェックポイント）
① 建築物の外壁や軒先の位置を隣接する建築物と揃える。	□前面道路に対し、1階の壁面、軒先の位置の連続性を確保する。 □前面道路に対し、塀等で敷地を区分する場合は、隣接する家屋の壁面や塀の位置に合わせて塀や生垣を設ける。
② 勾配屋根とするとともに、街並みの連続性に配慮する。	□隣接する建築物や連続する街並みに合わせた勾配屋根とする。 □下時枝今津停車場線や芝原善光寺参道に対する平入り屋根とする。
③ 地域の伝統的な工法を用いる。	□通りに面する家屋は、木造軸組構法を用いる。 □木造軸組構法以外の工法を用いる場合は、その外観に、形態・意匠的な配慮をおこなう。
④ 地域性のある素材の活用に努める。	□前面道路に直接面する場合は、1階部分に位置する玄関などの開口部は、地域の伝統的様式・素材、または、それを模した建具等を用いる。 □外壁は白漆喰か、それを模した素材を用いるよう努める。



景観形成基準 ■ 色彩

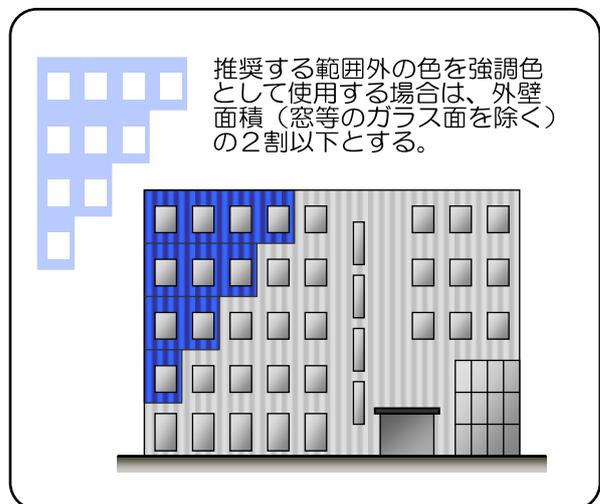
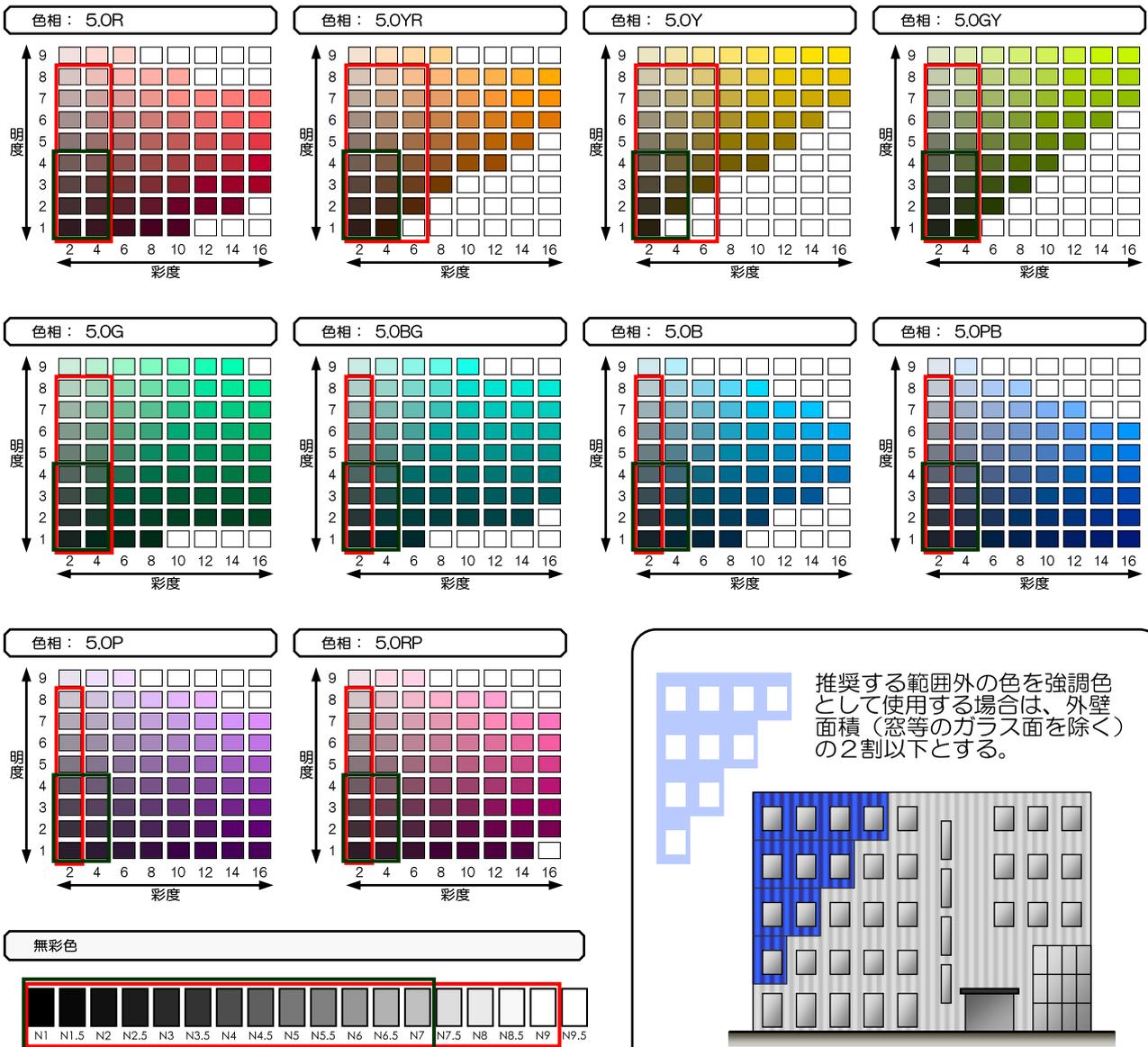
宇佐市景観計画の策定にあたり、第一期の景観形成重点地区として指定した5地区では、歴史的・伝統的街並みの保全に配慮して、建築物、工作物の外壁・屋根などの大きな面積を占める基調色について、以下の色彩誘導表に示す色彩を奨励します。特に、届出対象行為については、この誘導表が適合審査の判断基準となります。

また、この範囲外の色を外壁の強調色（アクセントカラー）として用いる場合は、外壁面積（窓等のガラス面を除く）の2割以下とするよう努めてください。

表 色彩誘導表

		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	無彩色	
		2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~10	
外壁	明度	1~8											N1 ~N9
	彩度	4以下	6以下		4以下		2以下						
屋根	明度	4以下											N1 ~N7
	彩度	4以下											

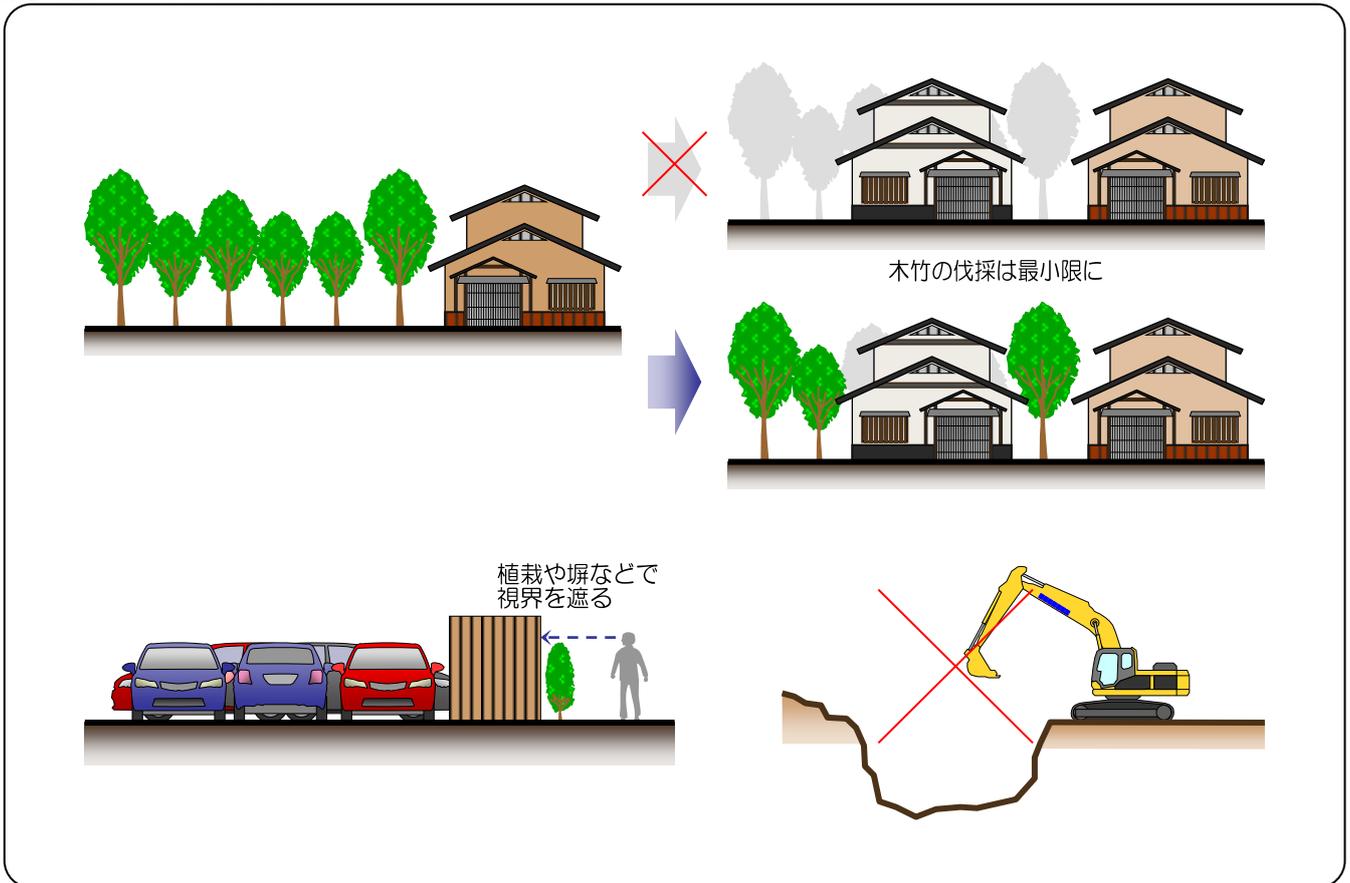
□ : 外壁 □ : 屋根



【開発行為または土地の開墾その他の土地の形質の変更】

項目	
土石の採取又は鉱物の掘採	○本地区内においては、鉱物の掘削または土石類の採取をしてはならない。
土地の区画形質の変更	○むやみに区画形質等の変更は行わないことを原則とする。 ○法面が生じる場合は、芝や低木の植栽などの緑化措置を講じる。 ○擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とし、石材等の自然素材やこれを模したものを基調とする。
木竹の伐採	○木竹の伐採については、可能な限り小規模にとどめる。 ○伐採を行った場合は、良好な周辺景観が維持できるよう代替措置を講じる。
屋外における土石、廃棄物等の物件の堆積	○前面道路など公共の場から容易に望見できる位置に集積または貯蔵しないよう努める。やむを得ず集積または堆積する場合は、前面道路など公共の場から望見できないように工夫すること。

景観形成基準■開発行為等



■景観重要建造物の指定

【指定の方針】

宇佐市の象徴的景観要素となっている建造物や、広く市民に親しまれ、愛されている建造物、その外観の形態意匠が伝統的な街並み形成に重要な役割を果たしている建造物、宇佐市のまちづくりにおいて模範・指標となるデザイン的価値のある建造物は、その建築年代や学術的価値を問わず、良好な景観の形成に資する優れた外観を有する建造物として、除去や外観変更がなされないよう、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要建造物の指定方針を定め、その指定に取り組みます。

【指定の基準】

- 宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の特性が具体化されたもの、または、宇佐市や地域の歴史、文化の醸成に影響を与えたもので、現在もその意匠的価値が高いと判断される建造物
- 宇佐市や地域にとって重要な存在であり、景観を形成する上で象徴となる建造物
- デザイン的に優れ、市民に親しまれ、愛されている建造物
- 登録有形文化財のうち、戦前に建築されたもので、建造当時の外観からの変更が少なく、造形的な規範となっていて、再現が容易でない建造物

■景観重要樹木の指定

【指定の方針】

学術的価値に関係なく、外観に優れ、良好な景観を形成する要素となり、宇佐市や地域の自然、歴史、文化、生活の風景として、市民や地域住民のイメージの中に定着し親しまれている樹木については、伐採、除去によって地域全体の景観が損なわれないことがないように、景観法第8条第2項第3号の規定に基づき景観重要樹木の指定方針を定め、その保護に努めます。

【指定の基準】

- 地域の従来からの樹種であり、自然の造形として高い価値が認められる樹木
- 個人または団体による取り組みによって、その樹容に高い価値が認められる樹木
- 地域における象徴となっている樹木
- 多くの市民が、その存在を知っている樹木

■景観重要公共施設の整備

【指定の方針】

市内に広がるこれら公共施設のうち、限定した区域や区間等としてイメージでき、かつ周囲の風景に溶け込み親しまれているもの、市民が大切にしたいもの、または、今後、地域の良好な景観形成に配慮しながら整備を行うものを、当該公共施設の管理者の合意を得るとともに、市民の支持を踏まえながら、景観重要公共施設として指定します。

【整備の方針】

道路 ・ 橋梁	○街路樹や植樹帯の整備など、道路空間の緑化に努める。 ○沿道の街並みとの調和に配慮した舗装とする。 ○交通安全施設や標識、案内板等の設置に際しては、沿道の街並みと調和し、かつ統一感のあるデザインとする。 ○石橋の補修や工作物の設置にあたっては、歴史的・自然景観に配慮する。
公園	○公園内に施設を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮する。 ○樹木など良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。
河川	○河川護岸の整備にあたっては、自然景観との調和に努める。 ○周辺の自然景観の保全に配慮した維持・管理に努める。 ○宇佐神宮など歴史的景観要素の周辺では、歴史的景観との調和に配慮する。
海岸	○松並木等の良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。 ○海岸部に施設を設ける場合は、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。 ○堤防工事等を実施する場合は、景観面に配慮した工法を用いるなど、周辺景観との調和に努める。

■市民・事業者・行政の連携

【景観まちづくりの方針】

良好な景観を育成・保存し後世に継承するために、市民、事業者、行政が景観形成に対するそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら、市民や事業者が主体性をもって景観まちづくりに取り組むことを基本とします。

また、行政には、適切な規制・誘導や支援策を展開するなど、市民や事業者の取り組みを調整しながら、景観形成のさまざまな施策に取り組むこととします。

さらに、宇佐市らしい景観づくりを継続的に進めるために、設計者・施工者として地元の建築士会、造園業協会等が参画する技術的サポートの体制の構築を図ります。

■景観形成の推進体制

【景観審議会 の 設立】

本市の景観行政に関する審議機関として、宇佐市長の付託による、学識経験者や市民代表者等によって構成される「宇佐市景観審議会」を設立し、景観法など景観に関する各種制度を活用した景観まちづくりに関する施策等を調査・審議します。

【景観協議会 の 設置】

景観形成に関わりを持つ様々な立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観法第 15 条第 1 項に基づき、本市や大分県などの景観行政団体と、景観重要公共施設の管理者などで組織される「景観協議会」を設置します。

同協議会については、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業者、さらに住民などを加えて、良好な景観形成のための活動に参画し、幅広い内容について協議するものとします。

【景観整備機構の指定】

景観形成に関する市民の取り組みを支援するため、宇佐市の景観まちづくりへの必要性を踏まえながら、景観法第 92 条の規定に基づく「景観整備機構」の指定を検討します。

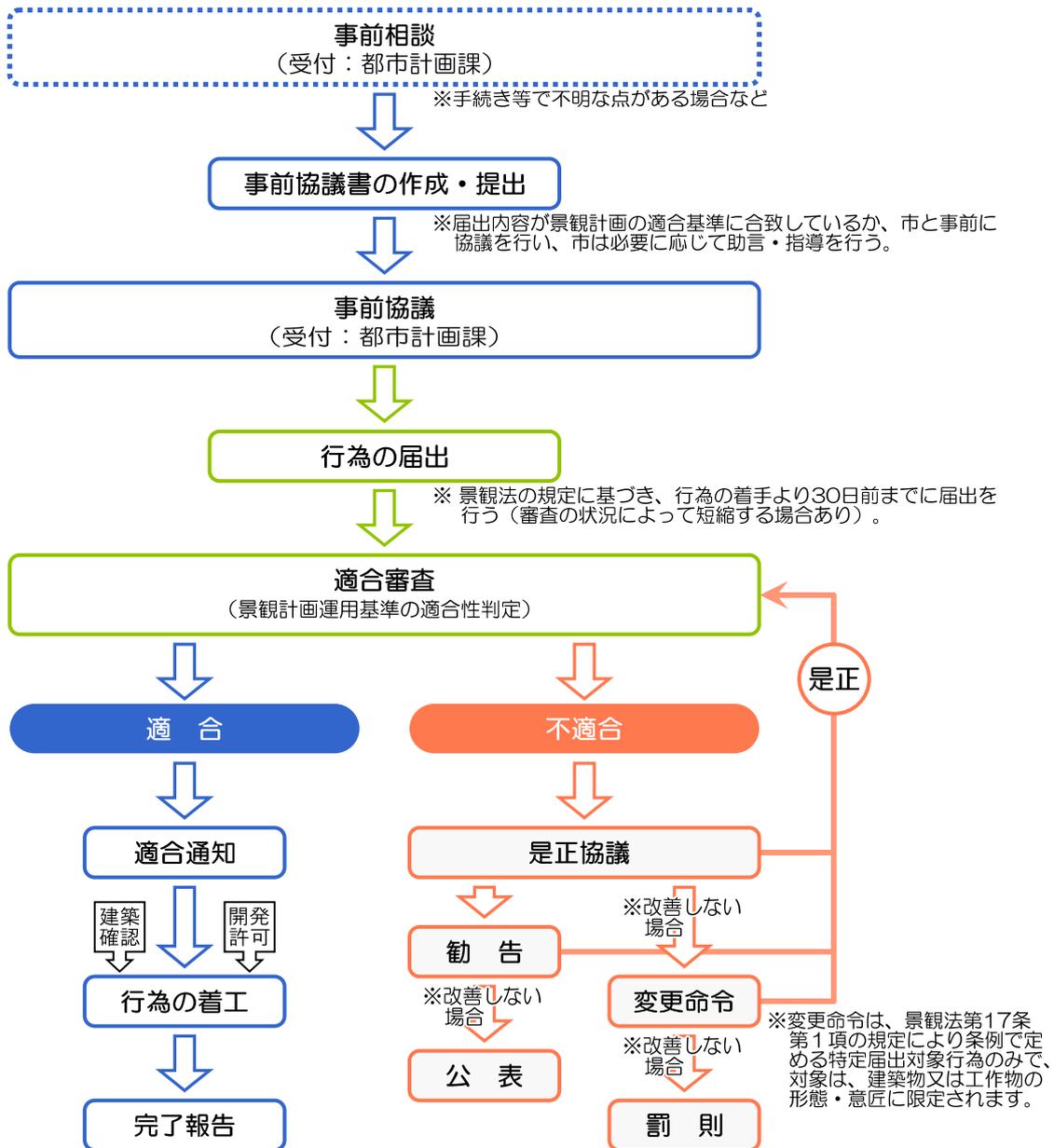
また、同機構に指定する団体・法人には、業務を適正・確実に行う能力を有し、継続的に活動できることが求められることから、関係団体等と協議を進めた上で指定を行います。

なお、同機構に指定された団体・法人は、宇佐市（行政）と相互に連携を図りながら、良好な景観形成に取り組むものとします。

■届出の流れ

宇佐市景観計画については、宇佐市景観条例に基づき、景観計画区域、景観形成促進地区を含む、景観形成重点地区それぞれの区域内で、当該区域で定める届出対象行為を行う際に、事前に市に届出を行う必要があります。

届出対象行為を行う者は、予め「宇佐市景観計画」とその運用基準を確認した上で、計画の方針や景観形成の指針・基準に適合するように計画・設計等を行い、行為の着手の30日前までに届け出なければなりません。また、届出行為の内容が「宇佐市景観計画」の方針や景観形成の指針・基準に適合するよう、計画・設計段階から事前相談や事前協議を行うものとします。



【適合審査の視点（チェックポイント）】

- 設計（計画）は、項目ごとに指針の基準が満たされていると判断できるか。
- 設計（計画）は、良好な景観形成と周辺への景観的な配慮がなされているか。
- 指針の基準を満たしていない項目がある場合、その他の項目で総合的に不適合を緩和させる配慮がなされているか（例：素材の不適合を緑化と色彩でカバーしている。）。

■行為の届出に必要な図書

行為を届け出る際には、宇佐市が指定する様式の届出書に、以下の届出に係わる図書を添付して正副2部の提出が必要となります。

なお、届出書は宇佐市ホームページからダウンロードしてください。

行為の種類	添付図書		
	図書の種類	縮尺	要求事項等
建築物または工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 配置図	1/100以上	a. 方位（※図面は原則として北を上にして作成） b. 縮尺 c. 敷地に接する道路の位置・種別・幅員、敷地との高低差 d. 現況と計画の敷地の高低差 e. 敷地内における建築物・工作物、及び届出対象行為の位置、並びに届出対象行為と他の別
	3. 立面図	1/50以上	壁面・屋根の主要部分は着色し、仕上材の名称とマンセル記号による色彩を記入
	4. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の物件・計画位置を朱書きで図示）
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 土地の区画形質の変更	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	大分県の「開発許可制度の手引き（大分県土木建築部都市計画課）」の規定に準じて作成
	3. 土地利用計画図	1/1000以上	
	4. 造成計画平面図	1/1000以上	
	5. 造成計画断面図	1/200以上	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
	6. 現況写真	—	
木竹の伐採	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	
	3. 計画図	1/100以上	
	4. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 配置計画図	1/100以上	a. 敷地の形状、寸法、方位、敷地に接する道路の位置と幅員を記入 b. 堆積位置及び堆積方法 c. 外構施設
	3. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）
鉱物の掘削または土石類の採取	1. 付近見取図	1/2500以上	行為の場所の位置を示す。
	2. 現況図	1/2500以上	
	3. 計画図	1/100以上	
	4. 事後措置計画図	1/100以上	掘削、採取後に講じる原状回復措置の内容を示す。
	5. 現況写真	—	行為の対象地と周辺部の状況を異なる2方向以上から撮影（届出対象の範囲を朱書きで図示）



仙の岩



東椎屋



両合棚田



福貴野の滝

建設水道部 都市計画課

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL 0978-27-8181 FAX 0978-27-8230